

(財) 日本水泳連盟所属競技者 TUE ガイド

(この内容は 2010 年 1 月 1 日から 2010 年 12 月 31 日まで有効)

(財) 日本水泳連盟アンチ・ドーピング委員会

本年からの大きな変更点として、気管支喘息治療での**特定のベータ 2 作用薬 (サルブタモール、サレメテロールのみ)** の吸入使用では TUE 申請が必要なくなりました。それ以外のベータ 2 作用薬の吸入使用に関しては昨年同様、選手のレベルにより TUE 申請が必要です。また、ベータ 2 作用薬の吸入以外の使用に関しても従来通り全例 TUE 申請が必要です。

① TUE (Therapeutic Use Exemptions: 治療目的使用に係る除外措置) とは

禁止物質・禁止方法の使用を要する医学的状態にある競技者が申請して、認められれば、禁止物質・禁止方法を治療目的で使用することができるものです。「2010 年禁止表国際基準」「TUE に関する国際基準 2010 年度版」については、(財) 日本アンチ・ドーピング機構 (JADA) のホームページ (<http://www.anti-doping.or.jp>) を参照下さい。また、このホームページ内で医師向けの「医師のための TUE 申請ガイドブック」も参照出来ます。

② TUE の規則は、競技者の状況によって若干異なります。競技者が以下のどの競技者カテゴリーに相当するかを確認してから、以下に進んでください。

競技者カテゴリー	競技者の状況
A	FINA 検査対象者登録リスト競技者 (注 2)
B	FINA 検査対象者登録リスト競技者ではないが国際競技会に参加する競技者
C	FINA 検査対象者登録リスト競技者でなく、国際競技会にも参加しない国内レベルの競技者

(注 2) FINA 検査対象者リスト競技者: FINA によって指定され、FINA に居場所情報を提供している競技者で、FINA、JADA、WADA の競技会外検査を受ける競技者です。

③ TUE 付与の決定と申請書類の獲得、記載言語、対象となる禁止物質

競技者カテゴリー	TUE 付与の決定	申請書類	記載言語	受けるドーピング検査と対象となる禁止物質
A	FINA	FINA ホームページ (http://www.fina.org) より、ダウンロード	英語	競技会外検査: 常時禁止される物質と方法 競技会内検査: 競技会で禁止される物質と方法
B	FINA	FINA ホームページ (http://www.fina.org) より、ダウンロード	英語	競技会内検査: 競技会で禁止される物質と方法
C	JADA	JADA ホームページ (http://www.anti-doping.or.jp) よりダウンロード	日本語 (英語も可)	競技会内検査: 競技会で禁止される物質と方法

カテゴリー C から新たにカテゴリー A、B に入った競技者について: ある禁止物質・禁止方法についてすでに JADA より TUE を獲得していても、その禁止物質・禁止方法について再度 FINA より TUE を獲得する必要があります。

④ TUE の提出

競技者自身が下記（日本水泳連盟事務局）に郵送またはFAXにて送付して下さい。日本水泳連盟事務局よりJADAあるいはFINAに転送いたします。FINAからのTUE取得の情報は、JADAにも通知します。

〒150-8050 渋谷区神南1-1-1 岸記念体育館内

（財）日本水泳連盟事務局 TUE申請係 FAX 03-3481-0942

緊急の際はJADAまたはFINAに直接FAXし、そのコピーを日本水泳連盟事務局に郵送またはFAXして下さい（FAX番号：JADA03-5963-8031、FINA+41-21/312 66 10）。

⑤ 遷及的TUEについて

TUEには、禁止物質・禁止方法の使用が予定される場合に前もって申請する通常のTUEと、使用後に申請する遷及的TUEの2種類の申請方法があります。遷及的TUEとは、全ての禁止物質・禁止方法について、救急治療または急性病状の治療が必要である場合（予定していなかった事態）に使用した際に事後的に申請し、認められるものです。（[＜付録1＞参照](#)）

⑥ 2010年1月1日からの主要な変更点

気管支喘息治療での特定のベータ2作用薬（サルブタモール、サルメテロールのみ）の吸入使用ではTUE申請が必要なくなりました。競技者カテゴリーA,Bの選手は糖質コルチコイドの吸入や非全身的使用時と同様に使用宣言書：Declaration of Use（FINAホームページ<http://www.fina.org>よりダウンロード）の提出、ドーピング検査時に公式記録書へ申告、ADAMS（注3）での申告（2010年4月1日より、ID・パスワードがある選手のみ）をして下さい。カテゴリーCの選手もドーピング検査時に公式記録書への申告は必要になります。

また、使用宣言書：Declaration of Useの提出は、TUE同様に日本水泳連盟事務局に郵送またはFAXにて送付して下さい。日本水泳連盟事務局よりFINAに転送いたします。

<< 特定のベータ2作用薬（サルブタモール、サルメテロールのみ）の吸入使用と、

糖質コルチコイドの吸入や非全身的使用（関節内、関節周囲、腱周囲、硬膜外、皮内注射）への対応の仕方 >>

競技者カテゴリー	使用宣言書： Declaration of Useの提出	ADAMSでの申告	ドーピング検査時に公式記録書へ申告 診断名、使用物質（薬物）名、使用量、 医師の氏名と連絡先を記入
A	必要	必要	必要
B	必要	必要（ID・パスワードがある選手のみ）	必要
C	不必要	不必要	必要

（注3）ADAMS: Anti-Doping Administration and Management System（アンチ・ドーピング活動に関わる世界中の情報を一元的に管理、調和させる目的で世界ドーピング防止機構（WADA）によって制作されたWEBベースのシステム）。（財）日本水泳連盟では、2010年4月1日から導入されます。

⑦ サルブタモール、サルメテロール以外のベータ2作用薬（ホルモテロール、テルブタリン）の吸入使用の場合

競技者 カテゴリー	医療記録（<付録2>参照）とTUEに関して	ADAMSでの申告	ドーピング検査時に 公式記録書へ申告 診断名、使用物質（薬物）名、使用 量、医師の氏名と連絡先を記入
A	①競技者は、正当な使用を証明しかつ付録1（下記参照）に示されている最低要件を満たす医療記録を有していなければならぬ。 ②競技者は禁止物質の使用前にTUEの承認を受けること。	必要	必要
B	FINAや競技会組織委員会より特別の指示がない限り、 ①競技者は、正当な使用を証明しかつ付録1（下記参照）に示されている最低要件を満たす医療記録を有していなければならぬ。 ②競技者は禁止物質の使用前にTUEの承認を受けること。	必要 (ID・パスワードがある選手のみ)	必要
C	①競技会のドーピング検査で「違反が疑われる分析報告」が出た際に、競技者は、正当な使用を証明しかつ付録1（下記参照）に示されている最低要件を満たす医療記録を獲得した上で、遡及的TUEの申請を行い、これが認められなければならない。 ②カテゴリーA、Bの競技者と同様に使用前にTUEの承認を受けることも可能である（注3）。	不必要	必要

この場合のTUEはベータ2作用薬の吸入使用申請専用のTUEを使用。

＜付録1＞TUE の付与に関する基準

- 競技者は承認が必要な日（競技大会など）の21日前までにTUEの申請を行うこと。
- 急性または慢性の病状を治療する過程において禁止物質または禁止方法を用いなかった場合に、当該競技者が深刻な障害を受けること。
- 当該禁止物質または禁止方法を治療目的で使用することにより、競技能力の向上（ただし、正当な病状治療を経て健康状態に回復することから予想されるものは除く）が生じないこと。禁止物質または禁止方法を使用して「正常下限」レベルの内因性ホルモンを増加させることは、妥当な治療措置であるとはみなされない。
- 当該禁止物質または禁止方法を使用する以外に、適正な治療法が存在しないこと。
- 当該禁止物質または禁止方法の使用の必要性は、全面的にあるいは部分的に、禁止リスト記載物質を治療目的以外で使用したことの継続となつていないこと。
- 下記の状態が発生した場合は、付与した機関によってTUEは取り消される。
 - 当該適用措置を付与したドーピング防止機関が課した要件または条件を競技者が遠々からに遵守しない場合
 - TUEの有効期限が満了した場合
 - ドーピング防止機関によってTUEが撤回される旨、競技者に対し通知が行われた場合
- TUEの申請が遡及的な承認であると見なされないこと。ただし、下記いずれかの条件が満たされている場合はこの限りではない。
 - 救急治療または急性病状の治療が必要である場合
 - 不測の事態につき、ドーピング・コントロールに先立って申請を請求する時間的余裕がなかった場合、またはTUE委員会がドーピング・コントロールに先立って申請内容を検討する時間的余裕がなかった場合

＜付録2＞喘息疾患のTUE申請に最低限必要な医療記録

以下の書類が申請時の疾患治療に反映していること

- すべての病歴
- 呼吸器系に焦点をあてた全ての診察所見
- 1秒量 (FEV1) を含むスパイロ検査結果
- 気道閉塞性障害のある場合には可逆性を立証するために、気管支拡張薬の吸入後に呼吸機能検査を再び測定する
- 可逆性の気道閉塞性障害がない場合は、気道の過敏性を証明するために、気管支誘発試験を行う
- 担当医師の名前、専門領域、連絡先（電話番号、電子メール、ファックスを含む）